

第157回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和5年7月12日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、橘隆一委員、原啓一郎委員

【職員】

佐藤森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第4号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

事務局：林地開発許可申請が5件あったが、1件については事業者の都合により
諮問から取り下げたことを報告する。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：浸透池1の説明で、以前採掘した場所が緑化されているという話があった
が、この場所は以前に採掘されていた場所なのか。

事務局：経緯を調べたところ、こちらは平成3年から平成16年の間に砂利採取が
行われており、完了した場所となっている。

委員：浸透池1について、集水区域が広くて集水量が多いと思う。北東に道路が
続くが、事業区域と落差があるのか。

事務局：道路とほぼ平坦になる。

委員：事業区域から区域外に雨水等が流れないのか気になる。DD'断面図で、
残置森林のほうが高くはなっているが、道とあまり高低差がないので。

事務局：高低差はないが、小堰堤をこちらに（図示）設置し、また、浸透池を事業
区域に対して直角方向に設置することで、事業区域外への流出を防ぐ計画
となっている。

委員：小堰堤を設置するということであるが、出入口に小堰堤がなく、そこから
区域外に雨水等が出ることはないか。何らかの緩やかな小堰堤でも設置し
た方が良いのかなと感じた。

事務局：出入口に関しては、土のうを積んで、そこに敷鉄板を設置する等して傾斜
をつけ、事業区域外に雨水等が出ないようにしている現場も多く見うけら
れる。それらと同様の対策が取られるのではないかと思う。

委員：小堰堤が高さ1mとなっているので、それくらいのもので出入口にも設
置するのかなと思ったが、設置しなくても問題ないということか。

事務局：小堰堤は1mと規格がだいぶ大きくなっている計画となっている。

委員：大きいからこそそれだけの雨水等が出てくるのかなと気になるが。

事務局：どこの砂利採取の現場でも出入口部分がネックとなっており、君津地域な
どの規模が大きな開発行為をしているところであれば、事業区域を周囲の
現況高より1段下げて計画し、砂利を搬出する際は、道路を登って区域外
に出ていく構造が多いが、今回のような新規の案件については、どうして
も懸念されているような問題が生じる可能性があり、県としてきちんと監
視していかないと考えている。また、事業目的である砂利採取の認可に
ついては、県商工労働部産業振興課や地域振興事務所が防災面もさること
ながら、区域外への雨水等の流出の影響を注視しており、区域周辺に小堰
堤を設置させることや、事業区域の地盤を下げるような指導をされること
もあるので、そちらと調整をしながら指導をしていきたいと考えている。

委員：隣接に太陽光発電があり、飛砂防止ネットを設置するというところで規格が
1.8mとなっているが、そちらの事業者と協議した上で決めたということ
でよいのか。

事務局：太陽光発電事業を行っている事業者と協議をしているかは確認してい
ないが、事業区域から砂が飛んでしまうと、太陽光発電事業にも影響があ
ると思うので、1.8mの飛砂防止ネットを設置する計画にはなっているが、残置

森林もまばらになっているので、事業者には周りに影響が出ないように指導をする。

委員：航空写真で見ると、北東の残置森林は大分植生が少なく、クロマツが疎らに生えているという状況であるとの説明があったが、以前の砂利採取の完了後、植栽したものが森林に戻らなかったという理解でよいか。

事務局：現地の状況としては、木が密に生えていない状況となっており、中には生育している木もあり、肥料木が枯れてしまったのかなという状況である。植栽樹種は、クロマツ、コナラ、ヤマハギとなっており、肥料木と現状で良好な生育のクロマツと併せてコナラを植栽する計画となっており、生育状況を事業者にしちんと監視させ、必要であれば樹種を変えるなどの指導もしていく。

事務局：20年経過した結果が今の状態だと、植栽が上手くいっていない気がしたので、きちんと指導をお願いしたい。

委員：はい。

事務局：切土法面の緑化で、クリーピングレッドフェスクをバミューダグラスに変更したのは、こういった理由か。

委員：県緑化技術指針の参考資料（「最新 環境緑化工学」（森本・小林編著））において、バミューダグラスの方が若干発芽率が高いということで、事業者がそちらを選択して計画している。

○第2号案件[【新規】土石等の採掘及びゴルフ場の造成（残土埋立及びゴルフ場の造成）について

委員：成田空港に隣接しているが、航空法などの関係法令は当該開発行為に影響しないのか。

事務局：特段、事業者からそのような法令等に抵触するなどとは聞いていない。なお、事業区域には一部、成田国際空港(株)の土地もあり、事業者は、開発行為について同社からも同意書を取得しているので、問題があるといったことは聞いていない。

委員：バードストライク対策の問題があり、鳥がどのようなところに巣を作るのかということにもなり、それによって植生を考えなければならないということを知ったことがある。

委員：既存のコース部分は、森林ではないということか。今回拡大する部分のみが森林ということか。

事務局：既存の部分については、ほとんど森林がない状態であり、開発行為の面積は、主に拡張部分になっている。

委員：既存のコース内の立木については、森林ではないということであるが、今回残す部分については、残置森林として森林に残す形なのか。既存コース内の立木とは違う扱いにするということか。

事務局：はい。既存のコースでは、ゴルフ場の景観をよくするための修景木などとされている。昭和40年代後半の高度成長期のゴルフ場の開発行為などが急増し始めたことを受け、昭和49年に林地開発許可制度が開始された。それ以前のゴルフ場の開発行為では、残置森林などの概念が無く、ただ単に修景用として立木がコース間に残されているだけの状態が多く、コ

一ス間も詰まっている状況になっている。昭和49年以降の開発行為については森林率50%以上、かつ残置森林率40%と基準が定まっており、ある程度、立木が森林として残されているため、コースレイアウト上も森林がきれいに配置されている。

委員：調節池部分の地盤改良を実施するということであるが、平面で見るとどのような範囲で改良するのか。縦断図でしかわからないが。

事務局：堤体を設置する沢部の広い範囲で改良する計画となっている。

委員：シルト層が改良の対象となるのか。

事務局：シルト層を含め、N値が低く地盤の弱い箇所は全て改良する計画となっている。

○第3号案件[【変更】住宅団地、工場、事業場の設置（野球場）、土石等の採掘（再生土埋立）について]

委員：この案件は、実際にもう施工してしまったことの説明ということか。

事務局：はい。

委員：施工が計画どおりに行われなかったことの根本的な理由は何か。

事務局：事業者から、実施工の際に、計画よりも現場の実態に合わせた擁壁を設置したと聞いている。

委員：それは法律や条例などで問題にならないのか。事後申告のような状態になっているが。

事務局：通常の開発行為については、許可を得た計画どおりに施工するのが当たり前なのであるが、この事業者については、都市計画法や農地法、及び森林法の林地開発などの多くの法律が関係している中で、そのようにしておらず、都市計画部局が行った2工区の完了確認の際、擁壁の構造が計画と違うことが発覚して現在に至っている。法律上どうかということについては、本来は許可を得てから擁壁等の施工をしなければならないため、厳密に言えば、林地開発許可の許可条件違反ということとなるが、事業者が県の指導に応じて、全ての箇所の擁壁の構造等に関する変更許可申請を提出しており、それを審査基準に適合しているか慎重に審査し、防災上問題ないこととなったので、事後になったが、変更許可申請という形にさせていただいた。

委員：擁壁を何箇所も変更しているようであるが、結果的に問題ないという判断はどのようにしたのか。当初、設計を確認して林地開発許可を出されたところ、業者が現地の状況に合わせて勝手に変更して施工してしまったということだと思うが、その施工の出来形で大丈夫だという判断は、この審議会で審議することなのか。追認だということは理解したが、その追認の妥当性の判断はどうやってされたのか。

事務局：今回の変更許可申請の主となる擁壁については、審査項目の「災害の防止」に該当することとなる。事業者は、申請どおり、国土交通大臣が認定している間知ブロック積み擁壁を施工しているが、そのタイプを勝手に変えて施工していたということである。なお、林地開発許可においては、擁壁の構造計算が必要な擁壁であれば、それらを確認するが、今回は都市計画法がかかるため、そちらの基準で判断することとなり、国土交通大臣の認定

間知ブロック積み擁壁ということで、擁壁の構造計算の提出が不要であるものを使用しているの、その他必要な図面全てを提出させて確認した上で、防災上全て問題ないと判断している。都市計画部局でもチェックをして問題ないと判断されたため、今回の審議会に諮問した。

委員：また同じようなことが起こらないということでしょうか。今回は地形の測量ミスなのか、設計ミスなのか何が原因でこのような事態になったのか。

事務局：施工をしていく中で、現況に合わせて擁壁を施工したということはあるのであろうが、県に報告等もなく事業者の都合で勝手に設計を変えたということになる。それが発覚したため、変更箇所を全て提出させ、審査基準に合っているかどうかを慎重に審査した次第である。まだ、開発行為期間があるので、このようなことが二度とないように、監視をしていく所存である。

委員：公共事業では、このようなときに発注者と協議をして変更することはあるが、こういったケースは、元々事業者がやることなので、できた後しかわからないということか。

事務局：都市計画部局も含め、許可セクションは現地の完了確認を行い、設計図書どおりに擁壁等ができているかを確認しているところであるが、このような状況となり、大変由々しき事態だと思っている。今回は、偶然、審査基準に適合して大丈夫であったと確認しているが、仮にこれが審査基準を満たさないとすれば、施工済みの間知ブロック積み擁壁を作り直させるとか、設計段階での擁壁の法線を変えさせるとか、そういうところまで踏み込むような事態であったが、申請図書を現地に合わせた形に帰着したという事態である。

委員：申請者側が気付かれないうちだろと思うということか。どういった感覚でこのようなことをしたのか。

事務局：都市計画部局の完了確認の顛末を確認したところ、申請どおり、国土交通大臣が認定している間知ブロック積み擁壁を施工しており、擁壁のタイプや方向が申請図書と異なるが、現地の状況に合わせただけであるため、問題がないという認識でいたようである。

委員：申請者側はこれでいいだろうと解釈していたということか。

事務局：はい。事業者の自己用地でそのまま管理する開発行為であれば、自己責任で構わない部分も多少あるのであろうが、本案件は、住宅団地の造成であり、最終的には街区となっていくので、調節池や擁壁などの防災施設は最も重要な施設となるので、許可できちんと審査・確認しなければならない。

○第4号案件【【変更】工場、事業場の設置（資材置場及びモータープール用地造成）について】

委員：植栽樹種に関して、ネムノキは肥料木だと思うが、前回、植えて育たなかったという経緯もあるので、今回も育つのかどうか心配。

事務局：以前の砂利採取の開発行為の時はスギを植栽して枯損してしまっており、今回の開発行為において、事業者が植栽樹種を考慮したときに、現地にマテバシイがわずかながら生えていたので、植栽したら生育するのではないかとということと、シラカシについては、ほかの砂利採取現場で生育が良か

ったとのことで選択されている。

委員：切土法面があるが、先ほどの樹種を植えるということか。

事務局：切土法面については、ほとんど調節池脇の法面になる。植栽については、平地で実施する計画となっている。

委員：調節池の減勢工の通水断面は、放流管の断面積よりも大きい構造であり、減勢工を挟んだとしても、放流管から流れる水がきちんと下流の青道に流下する構造となっているのか。

事務局：はい。